

# 岐阜県公報

## 目 次

告 示

- 道路の区域変更 (道路維持課) 六三九
- 道路の供用開始 (同) 六四〇
- 保安林の指定 (中濃農林事務所) 六四〇

平成二十三年度財団法人都道府県会館災害共済事業等経営

- 状況 (管 財 課) 六四〇
- 落札者等に関する公示 (同) 六四一
- 同 (会 計 課) 六四一

## 告 示

岐阜県告示第四百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年九月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

第二千三百八十二号  
平成二十四年九月二十五日

(火曜日)

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般 国道	二百五十六号	山県市大字高富字米野二 三五七番一、二地先 同 市大字同 字 二 三二六番三、四地先 同 市大字同 字 二 三二六番四地先	前 A	二・〇	九・六	
		山県市大字高富字米野二 三五七番一、二地先 同 市大字同 字 二 三二六番三、四地先	後	三・〇	二四・八	
		山県市大字高富字米野二 三五七番一、二地先 同 市大字同 字 二 三二六番三、四地先	前 B	二・〇	一〇・〇	
		山県市大字高富字米野二 三五七番一、二地先 同 市大字同 字 二 三二六番三、四地先				図面は、A、Bに 係る敷地を 示す。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成二十四年九月二十五日

山県市大字高富字米野二 三五七番一ニ地先から 同 市大字同 字同 二 三二六番三ニ地先まで		
後	前	後 A
一六〇〇 二七〇	一六〇〇 二七〇	一六〇〇 三三〇
五三九	五三九	九〇六

岐阜県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年九月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道 二百五十六号	道路の種 路 線 名	区 間	延 長 （メ ー ト ル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定又 は変更 の告示 年月日 ほか）
		山県市大字高富字米野二三 五七番一ニ地先から 同 市大字同 字同 二三 七番九地先まで	一六〇三 二四・九二五	平成 二四・九二五	平成 二四・九二五

岐阜県告示第四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次

の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十四年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

美濃市大字立花字上屋敷六七〇の一、六七二の一、字小山越七一一の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字上屋敷六七〇の一・六七二の一・字小山越七一一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐は、択伐による。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

平成二十三年度財団法人都道府県会館災害共済事業等経営状況

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により財団法人都道府県会館から平成二十三年度災害共済事業等経営状況について次のとおり

通知があったので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十四年九月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 災害共済事業

- 1 分担金その他収入 一、三八八、五五〇、一二三三円
- 2 災害共済金その他支出 五三八、六四三、六九五円
- 3 正味財産 一、七一一、四八六、三二七円

二 機械損害共済事業

- 1 分担金その他収入 七八五、五一一、四八八円
- 2 災害共済金その他支出 一六七、〇三三、九三〇円
- 3 正味財産 六九〇、八六一、五七五円

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十四年九月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 書架589台、棚（A）60台及び棚（B）45台（組立て、設置及び耐震施工を含む。）

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 3 入札公告を行った日 平成24年7月19日

- 4 契約の相手方を決定した日 平成24年8月28日

- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市西野町6 2

株式会社高修

代表取締役 高橋圭司

- 6 契約金額 13,224,750円

- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県総務部管理課
- (2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十四年九月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 ノート型パソコンの貸借 一式

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 3 入札公告を行った日 平成24年7月2日

- 4 契約の相手方を決定した日 平成24年8月17日

- 5 契約の相手方の住所及び氏名 名古屋市中区錦1丁目17番1号

NECキャピタルソリューション株式会社中部支店

支店長 星野 和隆

- 6 契約金額 39,564,000円

- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課

- (2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

平成二十四年九月二十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社